

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の施行期日を定める規則	(自然環境課)	一一六
○北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則	(自然環境課)	一一六
告 示		
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(総合企画部総務課)	一一七
○平成十三年度狩猟免許試験の実施	(自然環境課)	一一八
○平成十三年度狩猟免許更新適性検査及び講習の実施	(自然環境課)	一一九
○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	一一九
○有害図書類の指定	(生活文化・青少年室)	一二〇
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	一二〇
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	一二一
○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出	(地域産業課)	一二三
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農地調整課)	一二三
○国土調査の成果の認証	(農地調整課)	一二三
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農地調整課)	一二三
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一二三
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一二三
○土地改良事業の計画変更の同意	(土地改良指導課)	一二三
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	一二三
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(水産林務部企画調整課)	一二四
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産経営課)	一二四
○知事権限に係る保安林の指定の予定(二件)	(治山課)	一二四
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	一二五
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	一二五
○基本測量の実施の通知	(建設部総務課)	一二五
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(建設部総務課)	一二五
○道路の区域の変更(三件)	(道路計画課)	一二六
	(道路整備課)	一二六

○道路の供用の開始	(道路整備課)	一二七
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	一二七
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市環境課)	一二八

公表

○争議行為の通知(二件)	(労政福祉課)	一二九
○第二期北海道・農村振興推進計画(要旨)	(農業企画室)	一二九
○北海道農業振興地域整備基本方針の変更	(農村計画課)	一三二
○北海道果樹農業振興計画	(農産園芸課)	一三二
○北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画の制定(林業振興課)	(林業振興課)	一四〇
支庁告示		
○北海道営住宅の家賃の徴収事務の委託(三件)	(農地調整課)	一四〇
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(農地調整課)	一四一
道野幌森林公園事務所告示		
○北海道百年記念塔前駐車場の使用料の徴収事務の委託	(農地調整課)	一四一
道立中央水産試験場告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(農地調整課)	一四一
道選挙管理委員会告示		
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	(選挙管理課)	一四一
道人事委員会公告		
○平成十三年度北海道職員等採用上・中級試験の実施	(人事課)	一四六
○平成十三年度北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)の実施	(人事課)	一五〇
道公安委員会告示		
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示	(公安課)	一五二
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る資格に関する公示	(警察本部)	一五五
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正	(警察本部)	一五六
○一般競争入札の実施に関する公告	(警察本部)	一五六

公布された規則のあらまし

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の施行期日を定める規則(規則第七十六号)

趣旨及び内容

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例(平成十三年北海道条例第二号)の

平成十三年四月二十日 金曜日

一一六

施行期日は、平成十三年四月二十八日とすることとした。

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則（規則第七十七号）

一 趣旨

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の施行に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「自然ふれあい交流館」という。）の開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとすることとした（第二条第一項関係）。

2 自然ふれあい交流館の休館日は、次のとおりとすることとした（第三条第一項関係）。

- (一) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
(二) 月曜日
(三) 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

3 知事は、自然ふれあい交流館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができることとした（第五条関係）。

4 入館者の遵守事項を定め、これに違反したことにより自然ふれあい交流館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、利用を制限し、又は退館させることができることとした（第六条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十三年四月二十八日から施行することとした。

規 則

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十三年四月二十日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七十六号

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の施行期日を定める規則

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成十三年北海道条例第二号）の施行期日は、平成十三年四月二十八日とする。

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則をここに公布する。

平成十三年四月二十日

北海道規則第七十七号

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則

北海道知事 堀 達 也

（趣旨）

第一条 この規則は、北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成十三年北海道条例第二号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「自然ふれあい交流館」という。）の開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第三条 自然ふれあい交流館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
二 月曜日
三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、自然ふれあい交流館の管理運営上必要があるときは、前項に規定する休館日に開館することができる。

（臨時休館）

第四条 前条第一項に定めるもののほか、知事は、自然ふれあい交流館の管理運営上必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休館することができる。

（入館の制限）

第五条 知事は、自然ふれあい交流館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

（入館者の遵守事項）

第六条 入館者は、この規則及び知事の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 建物、附属設備又は自然ふれあい交流館が収集し、保管し、若しくは展示する資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

三 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 知事は、入館者が前項の規定に違反したことにより自然ふれあい交流館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、自然ふれあい交流館の利用を制限し、又は退館させることができる。

附 則

この新聞紙は、平成十三年四月二十八日から発行する。

市 民 広 場

北海道告示第736号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

電子計算機 39台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年6月1日

(4) 契 約 期 間 平成13年6月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年5月31日を限度に当該契約期間を延長すること

があり得る。

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部総務課、科学技術振興課、土地水対策課、地域政策課、市町村課、経済企画室及び統計課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎2階 6号会議室

(2) 入 札 日 時 平成13年5月10日（木） 午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成13年5月8日

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部総務課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 129

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 737 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 7 条第 1 項の規定による平成 13 年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成 13 年 4 月 20 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試験の種別 甲種、乙種及び丙種狩猟免許試験
2 試験日時、試験地等

- (1) 第 1 回試験

ア 試験日時 平成 13 年 7 月 26 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 試験地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市

ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。

- (2) 第 2 回試験

ア 試験日時 平成 13 年 8 月 23 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 試験地 札幌市、函館市、旭川市、網走市及び釧路市

ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。

- 3 試験科目及びその一部免除

- (1) 試験科目

適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。

- (2) 試験科目の一部免除

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 7 条第 3 項第 1 号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第 2 号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して 1 か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り技能試験及び知識試験を免除する。

- 4 受験資格

次のすべての要件に該当する者

ア 20 歳以上であること。

イ 精神病者、知的障害者又は癲癇病者でないこと。

ウ 麻薬、大麻、阿片又は覚醒剤の中毒者でないこと。

エ 北海道に住所を有すること。

なお、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は同法第 8 条第 2 項の規定により狩猟免許を取り消された者は、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった後又は狩猟免許が取り

消された後 3 年間は狩猟免許試験（狩猟免許を取り消された者については、当該取消しに係る狩猟免許試験に限る。）を受けることができない。

- 5 狩猟免許申請書等の提出先及び受付期間

(1) 提出先 試験地に係る支庁の地域政策部環境生活課

(2) 受付期間

ア 第 1 回試験

平成 13 年 6 月 27 日（水）から 7 月 11 日（水）まで
（郵送の場合は、7 月 12 日までに到着したものに限り受け付ける。）

イ 第 2 回試験

平成 13 年 7 月 25 日（水）から 8 月 8 日（水）まで
（郵送の場合は、8 月 9 日までに到着したものに限り受け付ける。）

- 6 狩猟免許申請手数料等

5,300 円（試験科目の一部を免除された者にあつては、4,000 円）に相当する額の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付け、受験者の印章又は署名により消印すること。

- 7 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 前記 4 のイ及びウの要件に該当することを証明する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。） 1 通

ウ 写真（免許申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦 3.6 センチメートル及び横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。） 1 葉

エ 試験結果通知書の郵送のための返信用封筒（表面に郵便切手 80 円分をはり付け、申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形のもの。ただし、速達郵便を希望する場合には、更に郵便切手 270 円分をはり付けること。以下同じ。） 1 通

- 8 受験票の交付

狩猟免許申請書を受理したときは、受験票を交付する。

なお、受験票の郵送を希望する者は、前記 7 の提出書類と併せて返信用封筒を更に 1 通提出すること。

- 9 その他

狩猟免許申請書の用紙は、各支庁地域政策部環境生活課へ請求すること。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表左側に「狩猟免許申請用紙請求」と朱書するとともに、返信用封筒を同封すること。

北海道告示第 738 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 7 条ノ 4 第 1 項の規定による平成

13 年度狩猟免許更新適性検査及び同条第 3 項の規定による講習を次のとおり実施する。

平成 13 年 4 月 20 日

北海道知事 堀 達 也

支 庁 名	日	平成13年6月13日	(水)	午前 9 時から	免 許 の 種 別	場 場
石 狩	同	9 月 7 日	(金)	午前 9 時から	同	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館地下 1 階会議室
渡 島	同	6 月 27 日	(水)	午前 9 時 30 分から	同	同 北 3 条西 7 丁目 道庁別館 4 階共用会議室 A・B
檜 山	同	9 月 7 日	(金)	午前 9 時 30 分から	同	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 渡島合同庁舎 4 階 402 会議室
後 志	同	6 月 20 日	(水)	午前 9 時から	同	同
空 知	同	6 月 27 日	(水)	午後 1 時から	同	檜山郡江差町字陣屋町 336 - 3 檜山合同庁舎 301 会議室
上 川	同	6 月 27 日	(水)	午後 1 時から	同	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎 2 階講堂
留 萌	同	6 月 28 日	(木)	午前 9 時から	同	岩見沢市 9 条西 4 丁目 岩見沢市民会館
宗 谷	同	9 月 7 日	(金)	午前 9 時から	同	旭川市永山 6 条 19 丁目 上川合同庁舎 204 会議室
網 走	同	6 月 21 日	(木)	午前 9 時から	同	同
胆 振	同	6 月 20 日	(水)	午後 1 時 30 分から	同	留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2 留萌合同庁舎 1 階 102 会議室
日 高	同	6 月 29 日	(金)	午後 1 時から	同	稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号 宗谷合同庁舎 4 階大会議室
十 勝	同	9 月 7 日	(金)	午後 1 時 30 分から	同	北見市常盤町 2 丁目 1 番 10 号 北見市民会館小ホール
釧 路	同	6 月 21 日	(木)	午後 1 時から	同	網走市北 7 条西 3 丁目 網走合同庁舎 3 階講堂
根 室	同	6 月 25 日	(月)	午後 1 時から	同	室蘭市幸町 9 番 11 号 胆振支庁別館 2 階講堂
注	同	6 月 20 日	(水)	午前 9 時から	同	苫小牧市末広町 1 丁目 15 番 7 号 苫小牧市労働福祉センター会議室 1 号、会議室 2 号
	同	6 月 21 日	(木)	午後 1 時から	同	沙流郡門別町富川南 1 丁目 9 - 1 富川公会堂
	同	6 月 28 日	(木)	午後 1 時から	同	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号 日高合同庁舎地下会議室
	同	6 月 14 日	(木)	午前 9 時から	同	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 十勝合同庁舎 4 階 A・B 会議室
	同	6 月 19 日	(火)	午前 9 時から	同	同
	同	6 月 26 日	(火)	午前 9 時から	同	釧路市幣舞町 4 番 28 号 釧路市生涯学習センター学習室 705
	同	9 月 7 日	(金)	午前 9 時から	同	同 浦見町 2 丁目 2 番 54 号 釧路支庁 3 階会議室
	同	6 月 28 日	(木)	午前 9 時から	同	根室市曙町 1 丁目 40 番地 根室市総合文化会館視聴覚室

北海道告示第 739 号

北海道青少年保護育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成 13 年 4 月 20 日

北海道知事 堀 達 也

興行の種類	興 行 の 題 名	制 作 会 社	又 は 配 給 会 社	指 定 の 範 囲	指 定 の 理 由
邦 画	美人家庭教師 たらしこむ快感	新 日 本 映 像			著しく粗
同	美人おしゃぶり教官 肉体㊟教	同			暴性を助長し、性的感

第1255号

邦画	OL 性の裏窓	オーピー映画	全部	情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	縄文式 2 (追加分)	中野武蔵野ホール		
同	エロスの住人 ハメ快楽	オーピー映画		
同	ザ・痴漢教師 4 制服を汚せ	新東宝映画		
同	喪服妻のよるめき	オーピー映画		
同	未亡人旅館 2 女将は寝上手	新東宝映画		

北海道告示第740号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成13年4月20日

図書類の種別	図 書 類 の 名 称	北海道知事 堀 達 也 発行所、製作所、受 番 会 社 等
--------	-------------	-------------------------------

コミック雑誌	17889-5	FANTASY COCKTAIL フォンタジイカケテル	富士美出版株式会社
コミック雑誌	09697-4	COMIC レモンクラフ	(株) 日本出版社
コミック雑誌	18323-4	漫画 エロトラフ	株式会社蒼竜社
コミック雑誌	18387-4	漫画 ローレンス	株式会社総合図書
コミック雑誌	13919-5	COMIC スーパージャンボ SUPER ジャンボ	株式会社桃園書房
コミック雑誌	08389-04	まんが SHOW CAKKO	平和出版株式会社
コミック雑誌	03873-04	COMIC カケテル	同
コミック雑誌	17973-4	COMIC ペンギンクラフ 山賊版	辰 巳 出 版 (株)
コミック雑誌	03949-04	COMIC RISE コミツク ライズ	株式会社メディアアップス
コミック雑誌	12911-4	キャンディータイム	富士美出版 (株)

コミック雑誌	08805-4	YB ヤング ピンタ	2001年4月号	(株) バウハウス
コミック雑誌	18295-4	漫画 ばんがいち	2001年4月号	(株) コアマガジン
コミック雑誌	13865-4	COMIC ボブリアクラフ	2001年4月号	(株) 普 遊 舎
コミック雑誌	13851-4	コミック シャンボ	2001年4月号	株式会社桃園書房
コミック雑誌	13877-4	快楽天	2001年4月号	(株) ワニマガジン社
コミック雑誌	02195-5	オレシジクラフ	2001年5月号	雄出版株式会社
コミック雑誌	13882-4	COMIC ゲツチュ	2001年4月号	若生出版株式会社
コミック雑誌	08595-4	MIS アクシヨン	2001年4月号	株式会社双葉社
コミック雑誌	18399-4	まんがシャワー	2001年4月号	(株) 一 水 社
コミック雑誌	17655-4	ビデオメイト デラックス DX	2001年4月号	コアマガジン
同	68452-35	カルテ倶楽部	春号 VOL. 08	(株) 大 洋 図 書
同	63602-60	PRIVATE ガールズルーム CHECK 【全国版】	2001年春→夏号	株式会社アスキー

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、又は性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第741号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成13年4月20日

名 称	所 在 地	北海道知事 堀 達 也 申 出 撤 回 日
医療法人社団北村整形外科医院	札幌市清田区北野3条5丁目28番48号	平成12. 9. 12
医療法人社団石黒外科病院	深川市3条20号	同 13. 2. 14

深 川 第 一 病 院 深川市4条12番7号

平成13. 3.31

北海道告示第742号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成13年 4月20日

北海道知事 堀 達 也

札幌市の項医療法人財団敬和会時計大病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

国家公務員共済組合連合会 札幌市中央区北1条西6丁目 平成16. 3.31
斗南病院

札幌市の項医療法人医仁会中村記念病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

札幌市の項天使病院の事項中「天使病院」を「社会福祉法人聖母会天使病院」に、「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

札幌市の項医療法人札幌麻生脳神経外科の事項、医療法人真心会病院の事項、医療法人社団成誠会整形外科ふしこ病院の事項、医療法人白石中央病院の事項、札幌月寒病院の事項、医療法人豊和会札幌谷病院の事項、医療法人社団八軒整形外科の事項、医療法人河西外科病院の事項、医療法人社団北中央病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

札幌市の項医療法人社団北村整形外科医院の事項を削る。

札幌市の項札幌医療生活協同組合札幌青洲病院の事項、医療法人社団蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

函館市の項函館中央病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成16. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項、社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽北生病院の事項、小樽被済会病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「旭川市9条通18丁目24番地の497」を「旭川市10条通21丁目2番地の11」に、「平成14. 1.31」を「平成16. 3.31」に改める。

帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

帯広市の項厚生連総合病院帯広厚生病院の事項中「厚生連総合病院帯広厚生病院」を「」A北海道厚生連帯広厚生病院」に改める。

帯広市の項帯広脳神経外科病院の事項中「帯広市西13条南1丁目1番2」を「帯広市西13条南1丁目1番地2」に、「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

岩見沢市の項倉増医院の事項の次に次の1事項を加える。

岩 見 沢 脳 神 経 外 科 岩見沢市8条西19丁目8番地 平成16. 3.31
6

網走市の項医療法人社団北真会藤田病院の事項、医療法人社団網走中央病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

留萌市の項澤泉外科病院の事項中「澤泉外科病院」を「医療法人澤泉病院」に、「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

江別市の項医療法人社団野幌病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改め、同項池永外科の事項中「池永外科」を「医療法人社団親寿会池永外科」に改める。

深川市の項医療法人社団石黒外科病院の事項及び「深川第一病院の事項を削る。

石狩市の項医療法人社団恵愛会茨戸病院の事項、石狩病院の事項、医療法人石狩南病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

今金町の項今金国保病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

余市町の項社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

栗沢町の項の次に次の1項を加える。

南幌町 国民健康保険町立南幌病院 空知郡南幌町元町2丁目2番 平成16. 3.31
1号

由仁町の項国民健康保険由仁町立病院の事項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

長沼町の項町立長沼病院の事項中「夕張郡長沼町市街地1151番地」を「夕張郡長沼町中央南2丁目2番」に、「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

美瑛町の項美瑛町立病院の事項中「上川郡美瑛町中町3丁目8番38」を「上川郡美瑛町中町3丁目8番35」に改める。

和寒町の項、歌登町の項、女満別町の項、滝上町の項及び興部町の項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

穂別町の項の次に次の1項を加える。

日高町 日高町立国民健康保険病院 沙流郡日高町字日高303の2 平成16. 3.31
静内町の項及び大樹町の項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

士幌町の項中「河東郡士幌町字士幌西2線169番」を「河東郡士幌町字士幌西2線167番」に、

に、「平成13. 6.30」を「平成16. 3.31」に改める。

池田町の項中「平成13. 3.31」を「平成16. 3.31」に改める。

本別町の項中「中川郡本別町北6丁目12番地20」を「中川郡本別町西美里別6番地8」に、「平成14. 1.31」を「平成16. 3.31」に改める。

足寄町の項中「平成14. 1.31」を「平成16. 3.31」に改める。

北海道告示第 743 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年8月20日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年 4 月20日

北海道知事

 堀

 達

 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーOKセンター札内店

中川郡幕別町札内青葉町308 - 23

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社藤友

 代表取締役

 藤本

 典成

帯広市西2条南8丁目17番地、19番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社藤友

 代表取締役

 藤本

 典成

帯広市西2条南8丁目17番地、19番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

 平成13年12月31日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 2,537㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

 ア 駐車場の収容台数

 252台

イ 駐輪場の収容台数

 60台

ウ 荷さばき施設の面積

 68.33㎡²

エ 廃棄物等の保管施設の容量

 79.6㎡³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻

 午前10時

閉店時刻

 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後6時まで

2 届出年月日

平成13年 4 月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年 4 月20日（金）から8月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、幕別町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については幕別町へ問い合わせること。

北海道告示第 744 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項により、上富良野町富島地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年 4 月20日から20日間一般の縦覧に供する。

平成13年 4 月20日

北海道知事

 堀

 達

 也

北海道告示第 745 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成13年4月20日

成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 者	調 査 を 行 っ た 地 域	調 査 を 行 っ た 期 間	認 証 年 月 日
中富良野町 地籍図・地籍簿	空知郡 中富良野 町	中富良野町 の一部	平成11年4月14日から 平成13年2月15日まで	平成13. 4. 6
標茶町 地籍図・地籍簿	川上郡 標茶町	ルルラソ・ 開運一丁目 の一部	平成10年4月22日から 平成13年2月6日まで	同
別海町 地籍図・地籍簿	野付郡 別海町	奥行の一部	平成10年4月22日から 平成13年2月7日まで	同

北海道告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の
の役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年4月20日

東和土地改良区	北海道知事	堀	達	也
就退任 の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
就 任	平成13. 3. 23	監 事	柏木 則行	旭川市東旭川町米原1538番地の1
退 任	同 13. 3. 7	同	浅野 肇	同 東旭川町旭正9番地の2

羽幌土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成13. 4. 3	監 事	澤 田 俊 秀	苫前郡羽幌町字中央2191番地

北海道告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成13年4月20日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事	堀	達	也
平成13. 4. 9	江丹別土地改良区				

同 13. 4. 10	知内土地改良区
同	深川土地改良区

北海道告示第748号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年4月24日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年4月20日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事	堀	達	也
岩 内 津 渭	かんがい排水 [国営附帯] 土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、 暗きよ、区画整理)	同	同	同	同
富 野	農免農道整備	同	同	同	同
御 仁 田	同	同	同	同	同

北海道釧路支庁

北海道告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1
項の規定により、平成13年4月9日、大樹町の行う土地改良（相川川地区基盤整備促進 [基盤
整備]（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第750号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成13年4月20日

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜・ 疑似患 畜の別	発生 頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	野付郡別海町大成37番地の 11	平成13. 3. 2
同	同	同	1	紋別郡雄武町字北雄武472 番地の9	同 13. 3. 6
同	同	同	3	白老郡白老町字森野9番地	同 13. 3. 7
同	同	同	1	河西郡更別村字更南南4線 11番地2	同 13. 3. 9

第 1255 号

報 告 公 道 評 査

北 道

コ一ネ病	牛	患 畜	1	河東郡士幌町字上音更西14線 9 番地	平成13. 3. 12
同	同	同	2	野付郡別海町中西別150番地の32	同
同	同	同	6	標津郡中標津町字豊岡153番地	同
同	同	同	1	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北29線80番地	同
同	同	同	1	上川郡美瑛町字福富間宮	同
同	同	同	9	足寄郡陸別町字上陸別東 9線16番地	同
同	同	同	3	天塩郡豊富町字メナシベツ23線南 4 番地	同 13. 3. 14
同	同	同	2	網走郡美幌町字豊岡241番地 4	同
同	同	同	4	野付郡別海町中西別288番地の11	同 13. 3. 16
同	同	同	3	標津郡中標津町字計根別212番地 2	同
同	同	同	1	広尾郡大樹町字萌和344番地 6	同 13. 3. 26
同	同	同	2	中川郡中川町字豊里90番地	同 13. 3. 28
同	同	同	1	北広島市北の里425番地	同 13. 3. 29

北海道告示第 751 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年 4 月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
マリンネット北海道機器の賃貸借
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年 4 月 2 日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 4 随意契約に係る契約金額
月額6,394,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部企画調整課研究普及室
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 752 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成13年 4 月20日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成13年 4 月20日

北海道知事 堀 達 也

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 加 入 漁船損害等補償法第113条第 1 項
の申出をする漁業協同組合の名称
室蘭市崎守町388番地 北山 秋男 室 蘭 室 蘭 漁 業 協 同 組 合
同 舟見町 2 丁目86番地 中越 修一

北海道告示第 753 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年 4 月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 山越郡八雲町桜野01の 1 ・ 92 ・ 96 の 1 （以上 3 筆について次
場所 の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所在 虻田郡京極町字川西334（次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道虻田支庁経済部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第755号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達也

1 保安林予定森林の所在 室蘭市母恋南町3丁目48の1地先・御前水町2丁目62の1地場所 先・御前水町3丁目22の46地先・母恋北町1丁目94（以上3筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達也

1 解除に係る保安林の所在場所 瀬棚郡瀬棚町字本町946の2

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

北海道告示第757号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達也

1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間 平成13年4月11日から平成14年3月20日まで

3 作業地域 北海道全域							
北海道告示第 758 号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。 平成13年 4 月20日							
1 路 線 名	三笠市道美園幌内線	北海道知事 堀 達 也					
2 工 事 区 間	三笠市唐松青山町61 番地先から 三笠市幌内町 1 丁目228 番 9 地先まで						
3 工 事 の 種 類	改築						
4 工事開始の日	平成13年 4 月24 日						
北海道告示第 759 号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。 平成13年 4 月20日							
1 路 線 名	足寄町道上足寄大菅地線	北海道知事 堀 達 也					
2 工 事 区 間	足寄郡足寄町大菅地本町21 番地 4 地先から 足寄郡陸別町字上利別原野基線（河川敷地）地先まで						
3 工 事 の 種 類	改築						
4 工事開始の日	平成13年 4 月26 日						
北海道告示第 760 号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成13年 4 月20日							
1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也					
2 路 線 名	北尻別蘭越停車場線						
3 道路の区域							

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
磯谷郡蘭越町字御成423番 15地先から磯谷郡蘭越町字 御成421 番 2 地先まで	前 後	14.50mから 18.00mまで 16.50mから 20.50mまで	200.00m 200.00m	— —
磯谷郡蘭越町字御成326番 1 地先から磯谷郡蘭越町字 御成357 番 1 地先まで	前 後	13.60mから 19.50mまで 15.00mから 19.50mまで	90.00m 90.00m	— —
北海道告示第 761 号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成13年 4 月20日				
1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也		
2 路 線 名	白老大滝線			
3 道路の区域	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長
	白老郡白老町字森野国有林 白老事業区107林班い12 小 班地先から白老郡白老町字 森野国有林白老事業区107 林班い12 小班地先まで	前 後	48.87 mから 62.47 mまで 49.87 mから 65.64 mまで	28.39m 28.39m
北海道告示第 762 号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成13年 4 月20日				
1 (1) 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也		

(2) 線 名 旭川層雲峡自転車道線 (3) 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 上川郡当麻町字伊香牛 5212 番 2 地先 (河川敷地) から上川郡当麻町字伊香牛 1579 番 5 地先 (河川敷地) まで 後 6.00m から 13.00m まで 245.40m — 6.00m から 6.00m まで 245.40m — 2(1) 道路の種類 道道 (2) 路 線 名 新旭川停車場線 (3) 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 旭川市東 1 条 4 丁目 2 番 1 地先から旭川市金星町 3 丁目 26 番 1 地先まで 後 29.67m から 51.00m まで 63.35m — 22.25m から 43.50m まで 63.35m — 旭川市大町 2 条 1 丁目 6 番 110 地先から旭川市大町 2 条 1 丁目 6 番 15 地先まで 前 27.30m から 31.60m まで 152.52m — 35.50m から 50.25m まで 152.52m — 北海道告示第 763 号 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成 13 年 4 月 20 日 北海道知事 堀 達 也 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 北進平取線 勇払郡穂別町字穂別 523 番 1 地先から勇払郡穂別町字穂別道有林苫小牧経営区 29 林班 60 小班地先まで 平成 13. 4. 23 北海道告示第 764 号 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面					の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 平成 13 年 4 月 20 日 北海道知事 堀 達 也 1(1) しゅん功認可の年月日 平成 13 年 4 月 12 日 (2) しゅん功認可を受けた者 北海道 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道知事 堀 達也 (3) 埋 立 区 域 留萌市礼受町 7 番 25、7 番 41、722 番 1、732 番 1 及び 785 番地先の公有水面 イ 区 域 次の①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 漁港原点 2 補 (北緯 43 度 54 分 48 秒、東経 141 度 37 分 22 秒) から方向角 1 度 17 分 06 秒の方向 86.11 m の地点 ア 位 置 ①の地点から方向角 317 度 25 分 03 秒の方向 27.87 m の地点 ②の地点から方向角 227 度 25 分 51 秒の方向 0.60 m の地点 ③の地点から方向角 317 度 24 分 56 秒の方向 15.36 m の地点 ④の地点から方向角 337 度 54 分 25 秒の方向 21.70 m の地点 ⑤の地点から方向角 67 度 55 分 07 秒の方向 1.89 m の地点 ⑥の地点から方向角 337 度 54 分 22 秒の方向 64.01 m の地点 ⑦の地点から方向角 46 度 43 分 34 秒の方向 16.99 m の地点 ⑧の地点から方向角 137 度 22 分 42 秒の方向 80.11 m の地点 ⑨の地点から方向角 47 度 23 分 44 秒の方向 230.74 m の地点 ⑩の地点から方向角 153 度 57 分 15 秒の方向 0.14 m の地点 ⑪の地点から方向角 209 度 06 分 30 秒の方向 71.41 m の地点 ⑫の地点から方向角 163 度 37 分 58 秒の方向 20.00 m の地点 ⑬の地点から方向角 237 度 00 分 46 秒の方向 71.00 m の地点 ⑭の地点から方向角 228 度 36 分 06 秒の方向 87.00 m の地点 ⑮の地点から方向角 136 度 45 分 31 秒の方向 6.68 m の地点 ⑯の地点から方向角 10.215.20 m² ウ 面 積 平成 7 年 10 月 3 日 砂防第 3056 号指令 (4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号 留萌市 (5) 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村名				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

2(1) しゅん功認可の年月日		平成13年4月12日
(2) しゅん功認可を受けた者		
ア 氏 名 又 は 名 称	北海道	
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	
ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	
(3) 埋 立 区 域		
ア 位 置	檜山郡上ノ国町字原歌79番1、79番2、79番3及び73番1地先の公有水面	
イ 区 域	次のK1の地点とP1の地点とを結んだ線、P1の地点からP4の地点までを順次に結んだ線、P4の地点とK6の地点とを結んだ線、K6の地点と7の地点とを結んだ線、7の地点から11の地点までを順次に結んだ線及びK1の地点と11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
	原点3の地点	
	三等三角点 威王山 (X = - 244,490.07、Y = - 12,487.42) から方向角321度19分09秒の方向866.16mの地点	
	K1の地点	
	原点3の地点から方向角282度49分18秒の方向110.15mの地点	
	P1の地点	
	K1の地点から方向角25度02分46秒の方向73.16mの地点	
	P2の地点	
	P1の地点から方向角115度55分28秒の方向7.69mの地点	
	P3の地点	
	P2の地点から方向角205度09分45秒の方向20.01mの地点	
	P4の地点	
	P3の地点から方向角115度12分52秒の方向35.33mの地点	
	K6の地点	
	P4の地点から方向角205度01分56秒の方向44.45mの地点	
	7の地点	
	K6の地点から方向角256度20分37秒の方向3.88mの地点	
	8の地点	
	7の地点から方向角273度12分54秒の方向10.77mの地点	
	9の地点	
	8の地点から方向角285度55分39秒の方向10.12mの地点	
	10の地点	
	9の地点から方向角278度18分56秒の方向10.44mの地点	
	11の地点	
	10の地点から方向角295度01分39秒の方向2.30mの地点	
ウ 面 積	2,384.22㎡	

(4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号	平成9年1月21日	砂防第3180号
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	上ノ国町	

北海道告示第765号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成13年4月20日

1(1) 組 合 の 名 称	美瑛町鉄西土地区画整理組合	北海道知事 堀 達 也
(2) 事業所の所在地	上川郡美瑛町扇町	
(3) 事業施行期間	平成4年1月24日から平成21年3月31日まで	
(4) 施 行 地 区	上川郡美瑛町北町1丁目、北町2丁目、北町3丁目、大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目及び本町1丁目の各一部	
(5) 施行認可年月日	平成4年1月14日	
(6) 変 更 の 内 容	事務所所在地の変更 変更前 上川郡美瑛町扇町 変更後 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 役員の被選挙権に関する規定の変更 督促手数料に関する規定の変更	
(7) 変更認可年月日	平成13年4月10日	

2(1) 組 合 の 名 称	美瑛町本通土地区画整理組合
(2) 事業所の所在地	上川郡美瑛町栄町2丁目
(3) 事業施行期間	平成元年9月7日から平成19年3月31日まで
(4) 施 行 地 区	美瑛町中町、本町、栄町、西町の各1丁目の一部
(5) 施行認可年月日	平成元年8月30日
(6) 変 更 の 内 容	事務所所在地の変更 変更前 上川郡美瑛町栄町2丁目 変更後 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 役員及び総代の被選挙権に関する規定の変更

督促手数料に関する規定の変更

(7) 変更認可年月日 平成13年4月10日

公 報

医療法人亀田病院労働組合 執行委員長 佐藤 勝から、平成13年4月9日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

1 事 件 (1) 賃金引上げの要求に関する係争

(2) 一時金の要求に関する係争

(3) その他の要求に関する係争

2 日 時 平成13年4月23日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場 所 次の事業所において、医療法人亀田病院労働組合の組合員が従事する全職場

医療法人亀田病院、医療法人亀田病院分院亀田北病院、医療法人亀田病院老人保健施設グラントサン亀田

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

室蘭赤十字血液センター労働組合 執行委員長 小泉 照子から、平成13年4月12日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

1 事 件 (1) 賃金協定等に関する係争

(2) 勤務体制等の要求に関する係争

(3) その他の要求に関する係争

2 日 時 平成13年4月23日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場 所 室蘭赤十字血液センターにおいて、室蘭赤十字血液センター労働組合の組合員が従事する全職場

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）第6条第1項の規定により、第2期北海道農業・農村振興推進計画を定めたので、同条第5項の規定によりその要旨を次の

とおり公表する。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

第2期北海道農業・農村振興推進計画（要旨）

〔はじめに〕

新しい時代21世紀を迎え、自然の恵みを一層豊かなものとし、活力あふれ魅力ある農村社会の実現、力強く生産力が高い農業基盤を築くことなどが求められている。

そのためには、ゆとりとうるおいのある生活をおくれる農村の社会経済環境の実現、北海道農業・農村のすばらしさを全国に発信していくことが大事であり、また、北海道の発展の基盤である農業・農村の資源や多様な機能などを道民全体が共有することにより、21世紀の北海道が形作られる。

以上の考え方に立って「北海道の農業・農村を道民の貴重な財産として育み、将来に引き継ぐ」という条例の理念に沿った農業・農村の振興を推進

I 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

我が国最大の食料供給地域としての本道の役割を高めながら、活力と魅力にあふれた本道農業・農村の構築を目指し、北海道農業・農村振興条例第6条に基づき、農業・農村の振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するために策定

2 これまでの取組

本道の農業・農村を道民の貴重な財産として育むという条例の基本理念を具体化するものとして、「農業・農村が担っている役割について道民理解の促進」を図ることを始めとして、「おいしくて安全で低コストな米づくり」、「生産基盤の計画的な整備と地元負担の軽減」、「担い手育成センターを中心とした総合的な就農支援対策」、「クリーン農業の推進」など、条例の施策体系に沿って施策を積極的に推進

3 計画の性格

・道農政の施策の方向を明らかにする、中期的指針

・国に対して、本道の実情に即した施策の推進や制度改善要望・提案のよりどころ

・市町村や関係団体に対し、それぞれの実情・役割に応じた取組を期待

4 計画期間

平成13年度～17年度（5か年間）

II 北海道農業・農村をめぐる情勢

1 我が国の社会経済情勢

・我が国の経済動向、農産物の国際需給、食料自給率の動向、食生活の変化、農業・農村に対する国民意識の変化、国の農政の動き等について記述

2 北海道農業・農村の現状と問題点 ・農家数は、後継者不足、農業従事者の高齢化等により減少傾向 ・農地の供給は増える一方、需要が減少し、農地の需給ギャップは拡大傾向 ・主要農作物の作付は減少傾向にある一方、生乳生産量はやや増加 ・農業所得は減少傾向、特に米価の下落で稲作所得が大きく減少 ・本道の農村地域は、人口減少、高齢化の進行などにより、活力低下の懸念 ・本道の農村は、豊かな自然や美しい景観、さらには教育の場として注目	ギャップ拡大による優良農地の遊休化が懸念 《基本方向》 ・農業後継者のみならず、農外からの新規参入者や農業生産法人など優れた経営感覚をもった多様な担い手の育成、確保 ・意欲ある担い手への農地の利用集積を促進し、生産性の高い農業の確立 ・地域農業のシステム化を促進し、ゆとりある農業経営の確立 2 農村社会の活性化 《課 題》 ・農業生産の停滞と農家戸数の減少、高齢化は地域社会の活力などを招いており、多様な住民が共生する開かれた農村づくりが必要 《基本方向》 ・定住環境の整備や過疎・高齢化に対応した新たな農村集落の在り方を検討 ・新規参入や定年帰農などの受入体制の整備、グリーン・ツーリズムなどの取組を支援し、農村の活性化を促進 ・農業関連事業などとの連携や、農業経営の多角化を進めながら、農村らしい新しい産業を育て、地域特性を生かした農村の振興 3 農業経営の安定 《課 題》 ・農産物価格の低落傾向の中で、経営規模拡大などによる既住借入金の償還負担が農業経営を圧迫 《基本方向》 ・既住借入金の償還負担の軽減をはじめ品目別経営安定対策の活用と制度改善の実現、経営全体を捉えた経営安定対策の検討促進と制度化 ・経営管理能力向上にむけた指導の充実強化、戦略作物の導入による経営の複合化、販売加工への取組や農業関連ビジネスなど経営の多角化の促進 4 食料自給率向上の寄与 《課 題》 ・我が国の食料自給率は長期的に低下傾向にあり、中長期的には世界の食料が逼迫する可能性がある中で、食料自給率の向上は、国民的な課題 《基本方向》 ・現在国産供給熱量の約20パーセントを供給している本道農業には、自給率目標の達成に向けて大きな役割が期待されており、北海道の生産努力目標を策定するとともに、需要に見合った生産体制を構築 ・消費の面では、地産地消の観点を踏まえた、道産農作物の需要拡大を推進するとともに食生活の見直しを含めた取組を推進
Ⅲ 21世紀の展望 1 我が国の社会経済の展望 ・我が国の少子・高齢社会への移行、価値観の変化やライフスタイルの多様化、環境との調和、情報化や科学技術の進展、グローバル化など時代の潮流について記述 2 北海道農業・農村の役割 (1) 農業への期待と役割 ・21世紀においては、食料、環境問題への取組が重要な課題 ・このため、北海道農業は、国民に対して安全、安心な食料を安定的に供給する重要な役割 ・一方、国際化の流れのなかで、輸入農産物と競合しながら食料供給を通した「国民の命を守る営み」として国民の期待に応えることが必要 ・持続可能な農業の展開により、安全・安心な食料生産と、農業が持つ多面的な機能を提供する取組を推進 (2) 農村への期待と役割 ・農村は農業生産の場であると同時に地域住民の生活の場、美しい農村景観や自然環境など訪れる人々にやさぎや憩いを提供し、さらには教育、人間性回復の機能を発揮する場として、近年、高く評価 ・一方、北海道の農村は、人口減などにより地域社会の活力を低下、さらには地域社会の存立を危うくする恐れもあり、農村の活力を保持していくことが求められている。 ・このため、グリーン農業の推進などにより、農村の自然環境をより豊かなものにするとともに、農村の定住環境を高める取組を進め、農村ライフに価値を見いだす多くの人々とともに新しい開かれた地域社会づくりを推進 Ⅳ 主な課題及び取組の基本方向 1 生産構造の維持強化 《課 題》 ・農業従事者の高齢化、後継者の不足などにより農家戸数は減少を続け、また農地の需給	

5 環境と調和した農業の促進 《課 題》 ・我が国の食料供給地域として本道が持続的に発展するためには、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮したクリーン農業の一層の推進が必要 - また、優れた農村環境は、本道の発展の基盤であり、美しい農村づくりが必要 《基本方向》 ・土づくりを基本に、化学肥料や農薬の低減技術などクリーン農業技術の開発・普及を図るとともに、産地の育成を推進 ・クリーン農作物の表示制度の普及定着を図るとともに、生産から流通・消費に至る総合的な対策を推進 ・環境と調和した美しい農村づくりを推進 Ⅴ 農業・農村施策の展開方向 1 農業・農村を支える基盤の形成 ・農業・農村の役割についての道民の理解と、我が国最大の食料供給地域としての本道が食料自給率の向上に大きな役割を果たすことについて、国民の理解を促進するため、次の施策を実施 ・道民が気軽に訪れ、農業・農村に対する理解を深めることができる場づくりやPR活動などを推進 ・新基本法など農政の枠組みの大きな変化に対応し、新たな農業・農村施策の実現に向けた取組を推進 2 収益性の高い地域農業の展開 ・国際化に対応し、輸入農産物や国内他産地に打ち勝つ力強い北海道農業を確立するため、次の施策を実施 □水田農業の体質強化 ・売れる米づくりの促進と転作における麦・大豆・飼料作物の定着 □輪作を基本とした畑作の振興 ・輪作体系を基本に、需要に即した計画的な生産と、安定生産・出荷体制の整備の促進 □良質な野菜・花き・果樹の振興 ・需給状況を踏まえ、消費者ニーズに的確に対応できる野菜・花き・果樹の産地づくりの促進 □酪農・畜産の体質強化 ・「土・草・家畜」が調和したゆとりある酪農・畜産経営の展開を推進し、良質で安全な畜産物の安定供給や低コスト生産を促進 □生産基盤の整備	・排水改良などほ場の整備や生産基盤の整備と併せた農地の利用集積など農業生産基盤の計画的な整備を推進 □農産物の付加価値の向上と販路拡大 ・地産地消を中心とした愛食運動など道内消費の拡大、クリーンイメージをPRしながら大消費地における販売促進や農産物加工などの取組を推進 □農業の振興に資する技術の向上 ・北海道農業の競争力を強化するため、道立農業試験場による研究開発を進めるとともに、技術・経営指導、植物防疫対策や家畜衛生対策を推進 3 多様でゆとりのある農業経営の促進 本道農業が、労働時間に見合った所得の確保や休日の取得など、魅力ある産業として発展していくため、次の施策を実施 □農業経営の体質強化 ・国際化時代に打ち勝つ体質の強い農業経営を確立するため、経営の指導の推進と制度資金の的確かつ円滑な融通に努める ・経営コストの低減に向け、資材コスト低減に向けた取組を促進 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の太宗を担う農業構造の確立に向け、認定農業者や農業生産法人等の育成を促進 □経営支援システムの整備 ・ゆとりある経営を実現するため、酪農ヘルパーやコントラクターなど農業経営支援組織の育成・活用を促進 ・農業協同組合、土地改良区や農業共済組合等の農業関係団体について、経営基盤強化のための広域合併や円滑な事業運営を指導 □農業経営の多様化 ・新たな作目の導入やアグリビジネスなど、新たな可能性を追求する自主的な取組を支援 □農地の利用集積 ・優良農地を担い手に利用集積していくため、農地流動化を促進 ・実質的な規模拡大につながる農作業受委託や農作業の効率を高める農地集団化を促進 4 農業の担い手の育成及び確保 農家人口の減少や農業者の高齢化が進む中で、優れた担い手の育成・確保を図るとともに、女性や高齢者が能力を発揮できる農村社会づくりを進めるため、次の施策を実施 □担い手の育成・確保 ・意欲と能力のある担い手を育成するため、新規就農者等に対する研修や制度資金の融通などの対策を推進 □女性や高齢者の能力発揮 ・農村女性が社会参画できる環境づくりに支援するとともに、高齢者が生きがいを持って
---	--

社会参加のできる農村づくりを推進 5 環境と調和した農業の促進 環境への負荷を可能な限り軽減し、より安全・安心な農産物を生産するクリーン農業を推進するとともに、良好な農業・農村環境の確保を図るため、次の施策を実施 □クリーン農業技術の開発・普及 ・堆肥の施用や排水対策、土壌診断に基づく施肥設計など土づくりを推進 ・化学肥料や農薬の低減技術の開発に取り組みとともに、その普及を推進 □クリーン農産物の生産・流通販売 ・クリーン農産物の産地の育成をはじめ、生産出荷体制の整備や販路の拡大を促進 □農業・農村環境の保全 ・家畜排せつ物等の利活用や農業用廃プラスチックのリサイクルなど適正な処理を促進 ・立地条件に応じた土層改良対策や地域資源を疎水材に生かした暗きょ排水、多様な生態系に配慮した用水路の整備等、環境に配慮した土地基盤の整備を推進 6 豊かさで活力ある農村の構築 農村地域の住民が快適でゆとりある生活を楽しむとともに、都市住民の交流や定住志向にも応えられる開かれた地域づくりを目指し、若者などが定住できる、活力ある農村を構築するため、次の施策を実施 □定住環境の整備 ・農村の定住環境を豊かなものとするための地域住民の自主的な取組を支援するとともに、生活排水対策や道路網、さらには文化施設等農村環境の総合的な整備に加え、新たなビジネスアおこしなど定住条件の整備を促進 □活力ある農村の構築 ・グリーンツーリズムなど自然や農業生産とのふれあいを求める都市住民との交流の推進や中山間地域の総合的な振興対策を推進 VI 計画の推進 1 推進体制 庁内各部署との横断的連携を図りながら、重点的な課題への対応について検討を行い、計画の実効性ある推進に努める。 2 市町村、農業団体、消費者などとの連携・協力 振興推進計画の推進に当たっては、農業者をはじめとする道民の主体的な取組を基本に、市町村や農業団体などと連携して取り組む。 また、農業・農村の持続的発展のためには、消費者や実需者、農村地域の住民、さらには農業・農村の多面的機能を共有する都市住民との連携・協力が重要であり、これら関係者の参加と協力のもとに施策を推進する。	3 推進管理 農業・農村を取り巻く社会経済情勢の変化に応じた的確な施策の展開を図るとともに、条例に基づく「年次報告」により、毎年の農業農村の振興に関して講じた施策を公表する。 昭和45年3月26日に策定した北海道農業振興地域整備基本方針について、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第120号）附則第3条第3項の規定により変更したので、同項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第7項の規定により公表する。 なお、変更後の北海道農業振興地域整備基本方針は、北海道農政部農村計画課及び各支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。 平成13年4月20日 北海道知事 堀 達 也 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第5項の規定に基づき、北海道果樹農業振興計画を次のとおり公表する。 平成13年4月20日 北海道知事 堀 達 也 1 果樹農業の振興に関する方針 (1) 基本的考え方 ア 果樹農業の位置付け 本道の果樹農業は、恵まれた自然条件を生かした中で、明治の初めから道央、道南地帯を中心に、りんご、ぶどう、なしを主体に栽培されてきており、地域農業の振興に重要な役割を果たしてきた。 その後、中核となるりんごの病災害の発生や消費者ニーズの変化への対応の遅れ、作業の省力化・機械化等の立ち遅れ、担い手の減少や高齢化の進展などから、栽培面積は減少傾向にある。 しかし、食味の優れたりんごの新品種「ハックナイン」等の開発・普及を契機に、デリシヤス系から良食味品種への改植が行われるとともに、評価の高いおうとうや藤造用ぶどうなど北海道の有利性を活かした品目の導入が進み、道内果樹の品目構成や販売方法が変化するなど果樹農業の再構築が進められてきている。 更には、果樹農業は、国民の食生活の改善や健康の維持、増進を始め、潤いや安らぎをもたらす良好な景観の形成や都市との交流促進の寄与など多面的機能を発揮することも期待されている。 このようことから、本道の果樹農業については、栽培に適した地域における基幹部門として位置付け、その振興を図ることとする。
---	--

イ 今後における果樹農業の振興に対する基本的な考え方
果実は、豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠かせない各種の栄養成分や機能性成分の重要な供給源となっているが、果実及び果実製品の需要は概ね横ばい傾向が続く中で、食生活の多様化等を反映して、国産果実に対する消費者ニーズは少量多品目化するとともに、若年世代の果実離れも進んでいる。
更には、円高に伴う果実製品の輸入の増加、植物防疫上輸出できなかった国からの生鮮果実の輸入解禁等、今後も国際化が進展することが見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。

しかしながら、本道の果樹農業は、府県に比べ、気象条件や規模から、品質、生産コスト面で競争力のある産地として発展する可能性を有しており、更に、産地周辺の消費者と結びついた、いわゆる「地産地消」の観点を踏まえた取り組みや、アグリビジネスの展開、観光農園等を通じた都市と農村との交流を促進することも期待されている。

このような状況の変化に対処し、本道の果樹農業が有している可能性を発現させ、国際化に対応した足腰の強い果樹産地を育成するため、次の事項を基本として本道の果樹農業の振興を図る。

(ア) 道産果実の需要の維持・拡大

- ① 果樹農業や産地、道産果実に係る品目・品種ごとの品質特性や熟度、健康志向に対応した果実の安全性や果実の有する栄養成分、機能性成分等についての知識・情報を積極的に提供することにより、消費者の理解を促進し、需要の維持・拡大を図る。

また、果実は他作物に比べ収穫期間の短い品目が多く、消費者の関心も高いことから、旬の話題や顔の見える産地情報等、インターネット等を活用した的確かつ迅速な情報の受発信を促進する。

- ② 計画的な生産出荷に努めるとともに、果樹産地自らが消費者ニーズの把握に努め、市場取引の多様化、さらには産地直販やインターネット取引など多様な販路を開拓することにより、需要の拡大を図る。

また、道産果実への愛着を持つことが本道果樹農業の安定的な発展につながることから、「地産地消」の観点を踏まえた取組を推進する。

(イ) 需要動向に即した良質果実の安定的な生産

- ① 果樹の需要動向を的確に把握しながら、消費者ニーズや地域条件に適した品目・品種の開発・導入や生産技術の高度化、特に、本道の特色を生かしたクリーン農業の取組を促進し、安全で食味の優れた良質果実の安定的な生産を基本とし、さらに、食べやすさや価値感、機能性成分など、消費者ニーズにきめ細かく対応した果実の生産も促進する。

- ② 基幹果樹のりんごについては、需給や価格の動向を踏まえた計画的な生産出荷が重要であることから、適切な生産管理や加工への仕向など需給安定対策を促進するとともに、価格補てんによる経営安定対策を推進する。

(ウ) 果樹農業の産地体制の再編・強化

- ① 長期的な視点の下で、地域条件に即した、低コストな手法による生産基盤の整備、高性能な栽培管理用機械の導入や簡易な雨よけ施設などの施設整備を促進し、省力・低コストな良質果実の安定生産体制の確立を進める。

- ② 後継者の不足や高齢化の状況を踏まえ、農業後継者の育成に止まらず、農外からの新規参入者を受入れるための実践的な研修体制や樹園地の円滑な継承など支援体制の整備、意欲ある担い手への樹園地の利用集積に努めるとともに、農業生産組織等の多様な担い手の育成・確保、さらには、労働力に余力のある生産者や農外の労働力による農作業受託組織の育成など労働力を調整・確保する仕組みを構築し、本道果樹産地の強化を図る。

- ③ 新しい品種や低樹高栽培や薬剤摘果等省力化・品質向上技術の開発・普及を促進し、品目・品種の組み合わせや他部門との複合化による労働力の平準化に努めるとともに、生産性の向上を図り、経営体質を強化するなど総合的な取り組みを進め、果樹経営の体質強化と足腰の強い果樹産地の育成により、果樹農業の健全な発展を図る。

- ④ 果樹農業が有する優れた観光特性等多面的機能を活用したもぎとり園やオーナード園などによる観光果樹園等を通じ、都市との交流やアグリビジネスの育成により果樹産地の活性化を図るなど、地域の創意工夫による特色ある産地づくりを進める。

(2) 果樹の種類別の振興方針

果樹の種類	振 興 方 針
りんご	1 優良品種の開発を推進するとともに、主要品種の「ハツクナイ」「つがる」に加え、良食味な「早生ふじ」等への品種更新を促進し、品種構成の適正化を図る。 2 結果樹率を向上し生産性を高めるとともに、わい化栽培や大苗利用による早期成園化技術の普及に努め、経営の安定化を図る。 3 実証ほの設置等により、地域にあつた栽培技術の確立や品種の選定に努め、その普及を推進する。 4 広域濃密生産団地を核とした集出荷体制を整備するとともに、標準出荷規格の普及や銘柄の統一によりブランドを確立し、有利販売を推進する。 5 消費宣伝を積極的に推進し、道内外への販路拡大を図る。

	6 地場加工を推進し、付加価値の向上を図る。 7 規模の比較的大きな経営体では、オーナー制度など観光果樹として、経営の安定化を図る。
ぶ ど う	〔生食用〕 1 消費者ニーズに合った品種の開発・導入に加え、露地栽培と組み合わせた無加温ハウス栽培を推進し、品質の向上や出荷期間の延長による良質果実の生産の安定化を図る。 2 観光果樹の基幹品目として、生産の安定化を図る。 〔醸造用〕 1 醸造用ぶどうの開発・導入を推進するとともに、ワイン工場との契約栽培による品質の良い原料の安定供給と低コスト生産を推進する。 2 集団産地の育成と省力化栽培技術の確立により、生産性の向上と経営の安定化を図る。
な し	〔日本なし〕 1 りんごやぶどう経営などの複合果樹として、生産の安定化を図る。 2 需要に即した生産の安定化を図るとともに、西洋なしの良食味品種への更新を促進する。 〔西洋なし〕 1 りんごやぶどう経営などの複合果樹として、生産の安定化を図る。 2 需要に即した良食味品種の「フアンデーヴィン」「オーロラ」等の植栽を推進し、生産技術の向上及び追熟技術の確立により、品質の向上と生産の安定化を図る。 3 消費宣伝を積極的に推進し、道内外での販路拡大を図る。
お う と う	1 消費者ニーズに合った品種の開発を推進するとともに、主要品種の「佐藤錦」に加え、「南陽」「紅秀峰」等の良食味品種の導入を促進し、りんごやぶどう経営などの複合果樹や観光果樹として、生産の拡大を図る。 2 低コストな施設方式の開発・普及により、雨よけ栽培を積極的に推進し、品質の向上、出荷期間の延長等による良質果実の生産の安定化を図る。 3 標準出荷規格の普及や銘柄の統一によりブランドを確立し、有利販売を推進する。 4 消費宣伝を積極的に推進し、道内外への販路拡大を図る。
も め	1 りんごやぶどう経営などとの複合果樹や観光果樹として、生産の安定化を図る。

す も り	2 完熟果実の供給や観光果樹園での複合果樹としての活用等により、消費の拡大を図る。 3 くりは、道南地域を中心に優良品種の「オータムコロン」「オータムボロン」の植栽を推進し、需要に即した生産を振興する。
プ ル ー ン	1 りんごやぶどう経営などとの複合果樹や観光果樹として、需要に即した良食味品種の生産拡大を図るとともに、消費宣伝を積極的に推進し、販路拡大を図る。 2 雨よけ栽培を積極的に推進し、品質向上等による良質果実の生産安定化を図る。
ハスカツ	1 需要に即した生産を振興するとともに、消費宣伝や需要の開発を推進する。 2 加工業者などとの契約栽培等により、加工原料の安定供給と農家所得の確保を図る。 3 優良品種「ゆうふつ」の普及により、生産性の向上を図る。 4 観光果樹園の複合果樹として、生産の拡大を図る。
そ の 他	1 プルーベリーなどの小果樹は、本道の気候条件に適しており、機能性食品として需要の拡大が期待できることから、新たな品目や品種を開発・導入するとともに、観光果樹園の複合果樹として、生産の拡大を図る。

2 栽培面積その他果実の生産の目標
果樹の栽培面積その他果実の生産の目標は、果実の種類ごとに需要の長期見通しを踏まえながら、本道における生産動向に配慮し、次のとおりとする。

区分 対象 果樹 の種類	平成 10 年度		平成 11 年度		平 成 22 年 度		現 状 対 比		植 栽 的 目 標		廃 園
	栽 培 面 積	生 産 量	栽 培 面 積	生 産 量	栽 培 面 積	生 産 量	栽 培 面 積	生 産 量	植 植	改 植	
り ん ご	1,150	14,700	1,110	13,300	1,450	15,030	81	107	5	155	215
ぶ ど う	1,330	10,600	1,310	11,700	1,450	13,200	111	118	338	232	198
うち生食用品種	970	8,795	948	9,743	840	8,880	89	96	70	42	178
醸造用専用品種	360	1,805	362	1,957	610	4,320	169	230	268	190	20
な し	193	2,778	198	2,489	180	2,824	91	107	45	20	63
うち日本なし	113	1,900	109	1,670	70	1,414	64	79		10	39

西 洋 な し	80	878	89	819	110	1,410	124	166	45	10	24
も	20	126	20	131	20	154	100	120	7	4	7
お う と う	537	1,350	560	1,440	650	2,305	116	165	134	96	44
く	41	32	47	36	30	26	64	76		2	17
う	め	64	110	66	161	50	121	76	89	14	16
す も	99	386	103	451	150	825	146	197	56	10	9
うちア ル ー ン	38	304	53	377	90	405	170	119	40	8	3
ハ ス カ ツ ア	82	122	86	105	90	108	105	95	4	60	
計	3,516	30,204	3,500	29,813	3,520	34,593	101	115	589	593	569

資料 平成10年度及び11年度については、農林水産省「耕地及び作付面積統計」及び「果樹生産出荷統計」、道農産園芸課調べ

注 平成22年度の現状対比については、栽培面積は平成11年対比、生産量は平成10年、11年の平均に対する比率

3 自然的経済的条件に應ずる近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

果樹は、種類や品種によって栽培適地が異なることから、適地栽培による安定した生産の確保を旨として、果樹の特性と過去の気象データ、気象災害の報告等を考慮し、果樹の植栽に適する自然的条件を次のとおり設定する。

対象果樹の種類	条 件 主 要 品 種	平 均		冬 期 の 最 低 気 温	低 温 要 求 時 間	降 水 量 4月1日～ 10月31日	気 象 被 害 を 防 ぐ た め の 基 準
		年	気 温 4月1日～ 10月31日				
りんご	つがる ハツクナイソ ぶじ 昂林 紅将軍 きたらう さ んさ デリシヤス系 レッド ゴールド	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間 以上	1,300mm以下	果樹の栽培地域は、生育、結実に重大な影響を及ぼす低温、降雪、降雨等の恐れがないところとすること。
ぶどう	【生食用】 キャンベルアーリー ナイヤ ガラ ポートランド バツア フロア 旅路 デラウエア 【醸造用】 ミューラトルガウ セイベル 系 クルナー 清見 ツバイ ゲルトレーベ	7℃以上 14℃以上	-20℃以上 (欧州種に ついては、 15℃以上)		1,600mm以下 (欧州種に ついては、 1,200mm 以下)		果樹を栽培する地形は、植栽、機械化、省力化の観点から、原則として平坦地又は緩傾斜地とすること。
なし	【日本なし】 身不知 【西洋なし】 バートレット	7℃以上 13℃以上	-20℃以上	1,600時間 以上	1,200mm以下		なお、傾斜地に植栽する場合には、特に農道、作業道等を整備し、必要に応じて防風

対策を講じること					
イン オーロラ セネラル クラーク					
おうとう	佐藤錦 南陽 紅秀峰 北光	7℃以上 14℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400時間 以上
も	白鳳 倉方早生	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間 1,300mm以下
く	オータムボロン オータム ロジ	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	
う	豊後	7℃以上	15℃以上	-20℃以上	
す も	大石早生 サンバルーン	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間 以上
ハスカツア	ゆうふつ				

(2) 近代的な果樹園経営の指標

ア 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模
高性能農業機械・施設の効率的な利用を基本に、栽培管理作業の省力化と栽培技術の改善を図るなど生産性の高い果樹経営を実現することを旨として、果樹園の土地生産性及び労働生産性の基準を次のとおり定める。

対 象 の 果 樹 の 類 種	品 種 名	傾 斜 度	栽 培 法	成圃10a 当たり 生産量 kg	成圃10a 当たり 労働時間 時間	機械の 適正利 用規模 ha	防 除 方 式
り ん こ	つがる ハツクナイソ ぶじ 昂林 紅将軍 きたろう さ んさ デリシヤス系 レッドコー ルド	7度未満	わい化栽培	2,500	100	10～15	S S
ぶ ど う	【生食用】 キャンベルアーリー ナイヤガラ ポートランド バツアフロ ー 旅路 デラウエア 【醸造用】 ミューラトルガウ セイベル系 クルナー 清見 ツバイゲルト レーベ	7度未満	ハウス無加 温	1,200	218	10	S S
		10度未満	露地栽培	1,200	125		
		10度未満		1,000	79	10～15	
な し	【日本なし】 身不知 【西洋なし】 バートレット ン オーロラ セネラルクラ ーク	7度未満		2,500	79	10～15	S S
おうとう	佐藤錦 南陽 紅秀峰 北光	7度未満	雨よけ栽培 露地栽培	800	231	10	S S

も	も	白鳳 倉方早生	7度未満		1,200	72	10～15	
く	り	オータムボロン オータムコロ	10度未満		250	49	10～15	SS又は動力噴霧器
う	め	豊後	7度未満		700	60	10～15	SS
す	も	大石早生	7度未満	露地栽培	1,200	74	10～15	SS
アル	ー	サンアルー			85			
ハス	カッ	ゆうふつ	7度未満		350	281	5～8	動力噴霧器等

注 「面積規模」の欄は、農業機械、特に防除機の適正利用規模となる面積を単位としたものである。

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型について

果樹の 種類	技 術 系	経営規模	作付面積	単 収	10 a 当たり 労働時間	10 a 当たり 費用合計	10 a 労働 時間 家族 雇用	粗収益	所 得
りんご基幹 （おうとうとが どうの組み合わせ） （わせタイフ		ha	ha	kg	hr	千円	hr	千円	千円
		5.5	5.3	-	104	250	3,440	2,092	8,150 (38.1%)

4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

高品質な果実の安定生産のため、積極的に有機物の補給等による地力の増進に努めるとともに、地域の実態に即した低コストで多様な整備手法による園地整備を推進し、生産性の向上を図る。

(1) 果樹園の土地基盤整備計画

製造用ぶどう専業	○りんご わい化	4.8	成園 切木 0.3	2,500	99.7	249	18,169 (38.2%)	6,947 (38.2%)
	○おうとう 雨よけ	0.2	0.2	800	231	654	2,160 (39.4%)	852 (39.4%)
	○露地 ぶどう	0.3	0.3	1,200	125	243	1,080 (32.5%)	351 (32.5%)
製造用ぶどう専業		8.5	8.3	1,000	78.8	108	4,223	2,206
							16,000	7,013 (43.8%)

注1 単収、10a当たり労働時間は道農政部「北海道農業生産技術体系（第2版）」による。

2 費用の中に「支払利息」は含まない。

果樹の 種類	栽培	面積	農		道		畑		かんがい		園地		改		造		暗		き		排水	
	平成 10年度	目標年度 （平成 22年度）	整備済 面積	目標年度 までの整 備計画	現 状 （平成 10年度） 整備率	目標年度 整備率	整備済 面積	目標年度 までの整 備計画	現 状 （平成 10年度） 整備率	目標年度 整備率	整備済 面積	目標年度 までの整 備計画	現 状 （平成 10年度） 整備率	目標年度 整備率	整備済 面積	目標年度 までの整 備計画	現 状 （平成 10年度） 整備率	目標年度 整備率				
りんご	1,150	900	1,034	374 (14,077m)	81%	100%	898	2	78%	100%	1,125	152	98%	100%	952	289	83%	100%				
ぶどう	1,330	1,450	1,034	374 (14,077m)	78%	97%	1,257	174	95%	99%	1,281	152	96%	99%	1,129	289	85%	98%				
日本なし	113	70	85		75%	100%	96		85%	100%	113		100%	100%	102		90%	100%				
西洋なし	80	110	67	39 (14,077m)	84%	96%	70	36	88%	96%	80	27	100%	97%	73	33	91%	96%				
おうとう	537	650	484	149 (14,077m)	90%	97%	479	154	89%	97%	527	111	98%	98%	441	188	82%	97%				
もも	20	20	20		100%	100%	20		100%	100%	20		100%	100%	20		100%	100%				
くり	41	30	41		100%	100%	41		100%	100%	41		100%	100%	41		100%	100%				
うめ	64	50	64		100%	100%	64		100%	100%	64		100%	100%	64		100%	100%				

す も も	99	150	99	46	100	97	99	46	100	97	99	46	100	97
ハスカップ	82	90	74		90	82	82		100	91	82		100	91

注 1 「整備済面積」は、将来の機械化作業体系を考慮した場合、区画形状、用排水機能、農道等が整備済みで機械化作業体系の導入が可能なもの（もともと圃地条件が良好で整備を要さない面積も含む。）。

2 「農道」欄の（ ）は要整備農道延長

(2) その他樹園地の基盤整備に関する事項

風害及び鳥獣害が予想される地域においては、防風網や防風林の設置を計画的に進めるほか、鳥獣害防止対策の推進等災害に強い産地の育成を図る。

また、近年、増加傾向にある雨よけハウス施設の設置に当たっては、十分な排水対策を実施し、高品質な果実の生産に努め、生産性の向上を図る。

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

(1) 果実の流通の合理化の基本方針

本道の果樹産地の多くは中小規模で、分散していることから、共同選果・販売による取扱量の割合が低く、出荷販売先は市場出荷のほか、農家の庭先販売や観光果樹園

など多様な形態となっており、一部の地域を除いては、計画的な出荷や規格の統一が困難な状況となっている。

多様化する消費者ニーズ、実需者ニーズに的確に対応し、高品質な果実を安定的に供給するため、品種や収穫時期等の産地情報を的確に提供するとともに、広域濃密生産団地を中心に集出荷施設等の効率的な整備を進め、北海道青果物標準出荷規格に基づく格付けの普及による流通の合理化に努め、道産果実のブランド化を推進して有利販売を促進する。

(2) 果実の用途別出荷量の見通し

単位：t、%

項 目 果実の種類	平成 10 年 度					平成 11 年 度					平成 22 年 度				
	生 産 量		出 荷 量			生 産 量		出 荷 量			生 産 量		出 荷 量		
	計	生 食	加 工	輸 出		計	生 食	加 工	輸 出		計	生 食	加 工	輸 出	
りんご	(100) 14,700	(90) 13,200	(82) 12,045	(8) 1,155		(100) 13,300	(89) 11,900	(80) 10,680	(9) 1,220		(100) 15,030	(96) 14,500	(88) 13,210	(8) 1,290	
ぶどう	(100) 10,600	(94) 9,990	(51) 5,450	(43) 4,540		(100) 11,700	(95) 11,100	(61) 7,099	(44) 5,142		(100) 13,200	(99) 13,130	(45) 6,030	(54) 7,100	
日本なし	(100) 1,900	(89) 1,700	(89) 1,700			(100) 1,670	(89) 1,490	(89) 1,490			(100) 1,414	(98) 1,380	(98) 1,380		
西洋なし	(100) 878	(96) 840	(96) 840			(100) 819	(95) 777	(95) 777			(100) 1,410	(100) 1,405	(100) 1,405		
おうとう	(100) 1,350	(90) 1,220	(90) 1,210	(0) 3		(100) 1,440	(91) 1,310	(90) 1,302	(1) 8		(100) 2,305	(88) 2,044	(88) 2,033	(0) 11	
もも	(100) 126	(94) 118	(94) 118			(100) 131	(97) 127	(97) 127			(100) 154	(98) 151	(98) 151		
くら	(100) 32	(22) 7	(22) 7			(100) 36	(28) 10	(28) 10			(100) 26	(42) 11	(42) 11		

う め	(100) 110	(87) 96	(87) 96	(100) 161	(92) 148	(16) 25	(76) 123	(100) 121	(87) 106	(8) 10	(79) 96	
す も も	(100) 386	(89) 343	(89) 343	(100) 451	(98) 442	(98) 442		(100) 825	(99) 815	(99) 815		
ハスカップ	(100) 122	(96) 118	(7) 9	(89) 109	(92) 97	(7) 7	(86) 90	(100) 108	(87) 94	(13) 14	(74) 80	
合 計	(100) 30,204	(91) 27,632	(72) 21,818	(19) 5,807	(100) 29,813	(92) 27,401	(74) 21,959	(22) 6,583	(100) 34,593	(97) 33,636	(72) 25,059	(25) 8,577

注 () 内は生産量に対する比率

(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

ア 集出荷体制及び施設の整備方針

道産果実の有利販売と需要動向に即した計画的な出荷を推進するため、次の事項を基本に集出荷体制の整備を推進する。

- (ア) 需要動向に即した高品質果実の計画出荷の推進
 - (イ) 広域生産出荷体制による継続的な安定出荷の推進
 - (ウ) 生産出荷に関する情報の収集・交換のシステムの充実
 - (エ) 流通の多様化の進展等を踏まえた果実の標準出荷規格の普及
 - (オ) 加工用ぶどうの一次処理施設の整備等、集出荷流通体制の効率化の推進
- イ 選果施設の整備

項目 対象 果実 の種類	選 別 方 式	平 成 11 年 度			平 成 22 年 度		
		施設数	年 間 処 理 量	1ヶ所当 たり平均 年間稼働 日数	施設数	年 間 処 理 量	1ヶ所当 たり平均 年間稼働 日数
りんご	プレート式	か所 2	t 270	日 77	か所 2	t 220	日 57
	重 量 式	6	893	297	6	1,029	324
	カメラ式	1	575	90	1	600	90
なし	計	9	1,738	-	9	1,849	-
	プレート式	1	38	10	1	50	10

(4) 出荷規格の改善等の方針

平成6年度に制定した北海道青果物標準出荷規格の普及を促進し、道産果実の商品性

の一層の向上を図る。

また、消費者・実需者ニーズや流通実態、包装資材等の変化に対応して、必要な見直しを行うものとする。

6 果実加工の合理化に関する事項

(1) 果実加工に関する基本の方針

本道の果実加工は、ぶどうやりんごを原料としたワインや果汁等地域特産物として取り組まれているが、品質が高く、特に醸造用ぶどうについては今後とも需要の安定的な拡大が期待されている。

また、ハスカップやブルーベリーなどの小果樹については、消費者の健康志向が高まる中で、果実に含まれる機能性成分が注目され、需要の増加が期待されている。

このため、これら道産果実は加工原料用果実として品質の向上に努め、低コストで良質な果実原料の安定的生産を推進する。

ア りんご

規格外を中心に果汁製品への加工原料として出荷されているが、果樹経営の安定化や地場加工施設の効率的な運営による果樹生産の安定的な発展を図るために、計画出荷や加工業者との長期取引契約を推進するなど、良質な原料の安定供給に努めるほか、シートル（果実酒）など果実製品の需要の拡大等を取り進める。

イ ぶどう

ワイン製造が主体となっており、ワイン加工業者からは高品質かつ安全性の面で優れた道産原料の安定的供給が期待されているので、ワイン加工業者との契約栽培を基本に、醸造用ぶどうの生産拡大を図る。

ウ 小果樹等

ハスカップなど加工適性に優れた果実については、外食産業や消費段階での加工等の利用拡大が期待されているので、新しい食べ方や料理方法を提案していくことによ

り、果実製品を取り入れた食生活の定着を図る。

(2) 果実製品の生産

単位：t

対象 果実の 種類	製品形態名	製 品 製 造 数 量		合 理 化 の 方 向 と 対 策
		平成11年度	平成22年度	
ぶどう	ワイン 果汁 計	3,062 23 3,085	4,974 43 5,017	1 加工原料用果実の安定的な確保 2 品質の向上、消費者ニーズに合った製品の開発 3 施設の高度化
りんご	果汁 果酒 計	151 113 264	159 120 279	

資料 道農産園芸課調べ

注 果汁の製造数量は、1 / 5 に濃縮換算した数量

(3) 原料供給目標

対象 果実の 種類	項 目 製品名	平成 11 年 度 原 料 所 要 量				平成 22 年 度 原 料 所 要 量			
		単位当た り所要量	総所要量 ①	道産②	道外産②/①	単位当た り所要量	総所要量 ③	道産④	道外産④/③
ぶどう	ワイン 果汁 計	t 1.4 7.6 1.4	4,179 4,156 4,354	t 1.4 175 4,323	% 23 8 99	t 1.4 7.3 1.4	6,786 314 7,100	t 6,786 314 7,100	% 100 100 100
りんご	果汁 果酒 計	7.1 1.2 4.6	1,079 140 1,219	1,053 140 1,193	26 98 26	7.2 1.3 4.7	1,140 150 1,290	1,140 150 1,290	100 100 100

資料 道農産園芸課調べ

注 「単位当たり所要量」は、製品製造数量単位当たりの所要量

(4) 加工原料用果実の取引の合理化

単位：t

果実の 種 類	取引 形態	平 成 11 年 度				平 成 22 年 度			
		道 内 産		道 外 産		道 内 産		道 外 産	
		合計	農協系 荷組合	任意出 商人系	その他	合計	農協系 荷組合	任意出 商人系	その他
りんご	特約	t 643	t 643	t 32	t 59	t 643	t 32	t 59	t 524
	任意	550	258	26	175	524	26	175	26
	契約 計	1,219	901	58	175	1,193	26	175	26
ぶどう	特約	1,525	479	925	99	1,503	22	22	22
	任意	887	11	113	754	878	9	9	9
	契約 計	1,942	1,472	100	370	1,942	22	22	31
計	特約	2,168	1,122	925	99	2,146	22	22	22
	任意	1,437	258	43	172	1,402	35	35	35
	契約 計	1,968	1,472	126	370	1,968	57	57	57

注1 特約とは、特約取引の略称で、原料生産者と加工業者等が比較的短期（1～2年）にわたって数量及び金額に係る事項を事前に契約して行われる取引をいう。

2 契約とは、契約栽培の略称で、原料生産者と加工業者等が植栽前又は植栽後において、比較的長期間にわたって、数量及び金額に係る事項を契約して行われる取引をいう。

3 任意とは、特約及び契約に該当しない取引をいう。

7 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針

道内の果樹産地は、生産が比較的小規模で、かつ、分散しており、一部の地域を除

いては、計画的な出荷や規格の統一が困難な状況にある。

このため、広域的な視点に立った中で、各団地単位で、創意工夫を活かし地域の特色を発揮しながら、需要に対応した高品質かつクリーンな道産果実の安定的な生産供給体制の確立を図るとともに、出荷規格の統一による共選・共販体制を確立するため、集出荷・貯蔵施設等の効率的な整備を促進する広域濃密生産団地を形成する。

特に、醸造用ぶどうについては、今後必要の拡大が期待され、高品質な原料の生産拡大を促進することから、省力・低コスト化を図った大規模経営による安定生産体制を確立するため、樹園地の基盤整備や施設・作業機等の共同利用、集出荷体制の効率的な整備を促進する。

(2) 広域濃密生産団地の概要

対象果樹の種類	団地名	関 係	市	町	村	名
りんご・おうとう	渡 島	七飯町	大野町			
りんご・おうとう	胆 振	壮瞥町	伊達市			
りんご・おうとう	道 央	札幌市 深川市	浜益村 砂川市	岩見沢市 旭川市	滝川市 増毛町	芦別市
りんご						
ぶどう(生食用・醸造用)	後 志	余市町	仁木町	小樽市		
おうとう						
ぶどう(醸造用)	道 央	浦臼町	岩見沢市	三笠市	深川市	富良野

8 その他必要な事項

(1) 果樹産地、果樹農家のネットワーク化の推進

道内に分散している産地、果樹農家の生産技術等の高位平準化を図り、広域濃密生産団地の取り組みを強化するためには、果樹農家で組織する団体の活動を強化するとともに、インターネット等を活用した産地、農家間のネットワークの構築を進める。

(2) 優良品種の育成と技術開発の促進

国際競争にも耐え得る足腰の強い果樹産地の育成、需給の安定、需要の拡大を図るためには、その基礎となる品種・技術の開発・普及が重要となるので、その促進に努める。特に、高品質、低コスト化、省力技術の確立が急がれているので、実証モデル園を設置し、省力栽培管理技術を実証・展示するとともに、幅広い優良品種の育成や革新的な技術開発に努める。

また、新たな需要の開発を図るため、果実の有する優れた栄養価等を研究し、機能的な食品等の開発に努める。

(3) クリーン農業の推進

本道は恵まれた自然環境の下で、自然生態系と調和したクリーン農業に取り組み、化学肥料・農薬の低減のための技術開発や生産基盤づくりを推進していることから、果樹農業においても、りんごの「さんざ」等病害抵抗性品種の導入やフェロモンを利用した害虫の予察・交信かく乱、有機質資材の投入や耕種的防除の組合せなどによりクリーン農業の取り組みを促進するとともに、消費者の理解と信頼が得られる道産果実の供給をめざす。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を、平成13年4月10日、別冊のとおり定めた。

「別冊」は省略し、その別冊は、北海道水産林務部林業振興課及び経済部雇用対策課並びに各支庁経済部林務課及び商工労働観光課（北海道後志支庁にあっては商工労働課）に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年4月20日

北海道知事 堀 達 也

収 入 部 長

北海道石狩支庁告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市に所在する道営住宅の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間における家賃の徴収事務を次の者に委託した。

平成13年4月20日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- 1 受託者の名称 財団法人 北海道住宅管理公社
- 2 受託者の住所 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2

北海道渡島支庁告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、函館市に所在する道営住宅の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間における家賃の徴収事務を次の者に委託した。

平成13年4月20日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 受託者の名称 財団法人 函館市住宅都市施設公社

2 受託者の住所 函館市美原1丁目26番8号		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道百年記念塔前駐車場の平成13年4月3日から平成13年11月4日までの間における使用料の徴収事務を次の者に委託した。	
北海道後志支庁告示第3号		平成13年4月20日	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小樽市に所在する道営住宅の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間における家賃の徴収事務を次の者に委託した。		北海道野幌森林公園事務所長 赤 沼 利 和	
平成13年4月20日		北海道後志支庁長 浴 山 正 久	
1 受託者の名称 財団法人 北海道住宅管理公社		北海道立中央水産試験場告示	
2 受託者の住所 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2			
北海道空知支庁告示第12号		北海道立中央水産試験場告示第1号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成13年4月20日		平成13年4月20日	
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道空知支庁合同庁舎清掃業務 一式		北海道立中央水産試験場長 小 池 幹 雄	
2 落札を決定した日 平成13年3月23日		1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成13年度マリンネット北海道保守運用サポート業務	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 東洋実業		2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年4月2日	
(2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号		3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
4 落札金額 28,980,000円		(2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		4 随意契約に係る契約金額 36,225,000円	
6 一般競争入札の公告 平成13年北海道空知支庁告示第6号		5 契約の相手方を決定した手続 随意契約	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知支庁総務部総務課		6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第2号の規定による。	
(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立中央水産試験場企画情報室	
(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目		(2) 所在地 北海道余市郡余市町浜中町238番地	
北海道野幌森林公園事務所告示		北海道選挙管理委員会告示第49号	
北海道野幌森林公園事務所告示第1号			

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年 4月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程（平成10年 3月31日選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（事案移送通知書）

第8条 条例第17条の 2 第 2 項の書面は、別記第 8 号様式その 1 の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の 2 第 5 項において準用する同条第 2 項の書面は、別記第 8 号様式その 2 の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第 2 項の書面は、別記第 9 号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第 3 項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。
第12条を第15条とし、第12条の次に次の 2 条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の 2 の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の 3 の規定において準用する条例第18条第 3 項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の 3 第 1 号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の 3 第 2 号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書

の開示通知書

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

その 1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 (内線) 課) 電話
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

不明な点は、担当事務局等にお問い合わせください。

その2

(日本工業規格A4)

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をするようになります。

不明な点は、担当事務局等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている 情報の内容	
3 北海道情報公開条例第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備考	

別紙

(日本工業規格A4)

載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

第1255号

北 海 道 選 挙 公 報

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公 文 書 の 名 称
又 は 内 容

2 開 示 決 定 に 対 す る
反 対 意 思 の 有 無

有

無

開示されると
支障がある部分

3 意 見

開示されると
支障がある理由

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。

なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記

公文書の開示決定に係る通知書

第 〇 〇 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道選挙管理委員会委員長に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づき執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公 文 書 の 名 称

2 開 示 決 定 年 月 日 及 び
番 号

年 月 日 付 け 第 〇 〇 号

3 開 示 決 定 を し た 理 由

4 開 示 を 実 施 す る 日

年 月 日

5 担 当 事 務 局 等

電 話 (内線)

6 備 考

別記第11号様式（第13条関係）

（日本工業規格A4）

審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

（日本工業規格A4）

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

（日本工業規格A4）

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

北海道選挙管理委員会委員長

印

日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 に開示する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規程は、平成13年4月20日から施行する。

道 人 事 委 員 会 公 告

平成13年度北海道職員等採用上級・中級試験を次のとおり行う。

平成13年4月20日

北海道人事委員会委員長 杉 本 聖 治

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

(1) 上 級 試 験

試験区分	採用予定数	身 分	職 務 内 容
一 般 行 政	約 10 名 (内訳) 知事約10名 教育若干名	北 海 道	知事部局、教育庁等に勤務し、一般行政事務に従事する。
農 業 経 済	約 5 名		
社 会 福 祉	若 干 名		
林 業	約 10 名		
農 業	約 10 名		
農 芸 化 学	若 干 名		
農 業 土 木	約 5 名		
畜 産	若 干 名	職	知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。
水 産	約 10 名	員	
土 木	約 5 名		
建 築	約 5 名		
工 業	若 干 名		
環 境 科 学	若 干 名		

上級試験「衛生工学」については廃止し、新たに「環境科学」を設けた。
上級試験「公立小・中学校事務」については廃止された。

(2) 中 級 試 験

試験区分	採用予定数	身分	職務内容
一般行政	約 120 名 (内訳) 知事約60名 教育約30名 警察約30名	北海道	知事部局、教育庁、警察本部等に勤務し、一般行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、支庁、教育局、警察署、その他出先機関となる。
林業	約 10 名	職員	知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。
農業土木	若干名	職員	なお、採用は原則として、支庁、土木現業所、道有林管理センターなどの出先機関となる。
土木	約 10 名		
公立小・中学校事務	若干名	市町村職員	札幌市以外の公立小・中学校に勤務し、学校事務に従事する。

上級・中級試験とも採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。
上級・中級試験とも申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

2 受験資格

- (1) 上級試験 昭和46年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者
昭和55年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの（平成14年3月卒業見込者を含む。）
- (2) 中級試験 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
ただし、上級・中級試験とも、次の者は、受験できない。
ア 日本の国籍を有しない者
イ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者
（イ）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（イ）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

(1) 上級試験	
試験	試験日
第1次試験	6月24日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）
試験地	札幌市 東京都 東京大学（法学部）

第2次試験	7月下旬～8月上旬	札幌市 東京都	第1次試験合格通知書で指定する。
-------	-----------	------------	------------------

(2) 中級試験

試験	試験日	試験地	試験場
第1次試験	7月8日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）	札幌市 東京都	受験票で通知する。 (状況により、江別市内の試験場になる場合もある。)
第2次試験	8月上旬～下旬	札幌市 東京都	第1次試験合格通知書で指定する。

(上級・中級試験共通)

試験地は札幌市・東京都のうち、都合のよい所を選ぶこと。
第1次試験と第2次試験の試験地は異なってもかまわないが、申込み受付後における試験地の変更は原則としてできない。
第1次試験合格者の状況により、第2次試験の試験地を札幌市のみとする場合がある。

4 試験方法及び内容

- (1) 上級試験（第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。）

試験	試験種目	解答時間	内容
第1次試験	教養試験(択一式)	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験(択一式)	2時間	各試験区分にに応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び集団討論を行う。	

上級専門試験出題分野一覧表

試験区分	出題分野
一般行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、国際関係
農業経済	農業経済学、農業経営学、農業政策、憲法、民法、経済学

社会福祉	社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会福祉概論（社会保険を含む。）、社会調査		
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学		
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般		
農芸化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学、植物栄養学、肥料学、食品化学、食品貯蔵加工学、応用微生物学		
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、農地造成、土地改良、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般		
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、畜産物利用学、家畜管理学、畜産経営一般		
水産	水産学通論、漁政、水産経済、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学		
土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、材料・施工、土木計画		
建築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工		
工業	共通 数学、物理、工学（機械、電気・電子、金属・材料、化学の各分野）に関する基礎的問題	選択（二分野を選択）	
		材料力学、流体力学、熱力学、（機械）電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作	
		（電気・電子） 電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学	
		（金属・材料） 金属物理、金属物理化学、金属材料、金属加工学、金属冶金学	
環境科学	環境学概論、数学、化学、生態学、造園学、環境衛生工学、廃棄物資源工学、水環境工学	物理化学、分析化学、無機化学、（化学）無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学	

(2) 中級試験（第1次試験問題の程度は、短大・高専卒業程度のものである。）

試験	試験種目	解答時間	内 容
第1次試験	教養試験（択一式）	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験（択一式）	2時間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接を行う。	

中級専門試験出題分野一覧表

試験区分	出 題 分 野
一般行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、労働法、経済学、財政学、社会学、社会事情、国際関係
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土質工学、農業水利、土地改良、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般、施工機械
土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、材料・施工、土木計画、道路計画
公立小・中学校事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、労働法、経済学、財政学、社会学、社会事情、国際関係

5 資 格 調 査（上級・中級試験共通）
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

	第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲 示 場 所
上級試験	7月13日（金）午前9時	8月10日（金）午前9時	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、企業誘致東京事務所
中級試験	7月31日（火）午前9時	9月7日（金）午前9時	

合格者発表は受験番号のみにより行う。合否については、掲示場所を確認すること。
また、合格者には合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から3日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

平成13年度北海道職員採用上級試験（民間企業等職務経験者）を次のとおり行う。

平成13年 4月20日

北海道人事委員会委員長 杉 本 聖 治

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職 務 内 容
一般行政	約 5 名	知事部局、教育庁に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受 験 資 格

次の(1)及び(2)の要件を満たす者が受験できる。

(1) 昭和47年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者

(2) 学校卒業後の民間企業等における職務経験が5年以上の者（平成13年3月末日現在）
「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者等として、6か月以上継続して就業していた期間が該当する。職務経験が複数の場合には、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出すること。

ただし、次の者は、受験できない。

ア 現に北海道職員である者

イ 日本の国籍を有しない者

ウ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

試験	試 験 日	試験地	試 験 場
第1次試験	6月24日（日） 9：00（着席）～15：30（終了）	札幌市 東京都	受験票で通知する。 東京大学（法学部）
第2次試験	8月中旬～下旬	札幌市 東京都	第1次試験合格通知書で指定

上級試験の他の試験区分と同一日に実施するので、両方は申し込めない。
試験地は札幌市・東京都のうち、都合のよい所を選ぶこと。

第1次試験と第2次試験の試験地は異なってもかまわないが、申込み受付後における試

験地の変更は原則としてできない。

第1次試験合格者の状況により、第2次試験の試験地を札幌市のみとする場合がある。

4 試験方法及び内容

試験	試験種目	解 答 時 間	内 容
第1次試験	一般知識 教養試験 （択一式）	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験 （社会科学、人文科学、自然科学、社会事情、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）
	論文試験	2時間30分	職務経験に関する課題と一般的課題についての筆記試験（各1題） 平成12年度の例（主旨） 〔職務経験課題〕 職務経験内容の説明とその組織において、あなたと周囲の考え方が異なった場合の対処や成果について 〔一般的課題〕 北海道の経済構造の特徴と民間主導の自立型経済構造への転換について
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び集団討論を行う。	

第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。

論文試験の評定は、一般知識教養試験の結果により、行わない場合がある。

5 資 格 調 査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

第1次試験合格者発表………7月31日（火） 午前9時
最終合格者発表………9月7日（金） 午前9時
掲 示 場 所………人事委員会事務局、各支庁、北海道東京事務所、北海道大
阪事務所、北海道名古屋事務所、北海道企業誘致東京事務
所

合格者発表は受験番号のみにより行う。台否については、掲示場所を確認すること。

また、合格者には、合格通知書を郵送する。合格通知書が発表の日から3日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせてもらうこと。

なお、ホームページ上でも合格者の受験番号の掲示を行う。

(<http://www.pref.hokkaido.jp>)

7 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等）を持参の上、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること。（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

開示請求 できる人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所
第1次試験 不合格者	平成13年7月31日(火) ～ 13年8月30日(木)	第1次試験 の個別結果	北海道総務部法制文書課行政情報 センター及び北海道東京事務 所の情報コーナー（ただし、東 京事務所での開示請求は、第1 次試験を東京会場で受験した者 に限る。）
第2次試験 不合格者	平成13年9月7日(金) ～ 13年10月9日(火)	及びその成 績順位	

北海道総務部法制文書課行政情報センター [札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
3階]

北海道東京事務所の情報コーナー [東京都千代田区永田町2丁目17番17号 北海道東
京事務所2階総務課内]

8 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登録される。

この名簿は、原則として、平成14年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した
日（最終合格者発表日）から1年間有効となる。

なお、既に所属企業等を退職しており、勤務の可能な者は、平成13年度中に採用され
る場合もある。

(2) 人事委員会は、各任命権者（知事・教育委員会等）からの請求に応じて合格者を成績
順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

なお、職務経験期間の証明ができない場合は、採用されない。

9 給与及び待遇

(1) 初 任 給	初任給は、採用される者の経歴、その他を勘案のうえ決定される。 (例：平成13年4月1日現在の金額)		
	採用時の年齢	大学卒業後民間企業等に おける職務経験年数	給 料 月 額
	30歳	8年	243,200円程度

34歳

12年

262,800円程度

この表における給料月額、職務経験年数の全期間が「採用後の
職務に直接役に立つと認められる職務に従事した期間」である場合
のものである。

(2) 昇 給 通常の場合、年1回昇給する。

(3) 諸 手 当 期末手当・勤勉手当（ボーナス：平成12年度実績4.95月分）、通
勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの
支給条件に応じて支給される。

(4) 勤務時間 一般の職員の場合、月曜日から金曜日まで、午前8時45分から途
中45分間の昼休みをはさんで午後5時30分まで、一週40時間（完全
週休2日制）となっている。

(5) 休 暇 （年次休暇）年に20日。ただし採用年に限り、月割りで少なくなる。
（特別休暇）夏季、結婚、産前産後及びボランティアなどの休暇が
ある。

(6) 福利厚生 ●職員住宅、独身寮が整備されている。
●職員には毎年定期的な健康診断を行っている。
●共済組合では、職員やその家族が病気のとき、療養費を支給した
り、退職後の年金を支給するなど事業を行っている。

(7) 定年制度 定年年齢は、60歳である。

10 申 込 方 法

申込方法	申込先：北海道人事委員会事務局 (札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階 TEL 011-231-4111 (内線 32-461)) 郵送による場合は、〒060-8588で住所省略可 (1) 申込書に所定事項を記入し、申込書の所定欄に必ず50円切手をは って、北海道人事委員会事務局に郵送又は持参し提出すること。 なお、郵送による場合は、必ず簡易書留にすること。 (2) 申込者には受験票を郵送する。 (3) 申込みの際、写真が必要だが、第1次試験の受験の際は、必ず 受験票の所定の欄にはってくること。
受付期間	期間：平成13年5月7日(月)～5月18日(金) 時間：午前9時～午後5時30分(土曜日及び日曜日は除く。) なお、郵送の場合は、5月18日までの消印のあるもの限り受け付け るので、十分注意すること(5月17日以降に投かんする場合は、「速

達」によること。）。

受験票は、6月8日（金）ごろまでに発送する予定
なお、6月14日（木）までに到着しない時は、人事委員会事務局に問い合わせること。
なお、80円切手をはった封筒を申込み時に送付した者は、その封筒に受験票を入れて発送する。
受験票には写真は、6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cmのものとする。こと。
身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のあるものは、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。
職員採用試験相談コーナー（人事委員会事務局内）で試験に関する相談に随時応じている。

興 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第27号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年4月20日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県狭山市大字中新田字芝101 - 1
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	サンペイK
製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号	14002500
検定年月日	平成13年4月20日
検定番号	第14002500号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間

検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県狭山市大字中新田字芝101 - 1
型式の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	C R カメラ R
製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号	10007900
検定年月日	平成13年4月20日
検定番号	第10007900号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県狭山市大字中新田字芝101 - 1
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	サンペイ
製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号	14002400
検定年月日	平成13年4月20日
検定番号	第14002400号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市荒川3丁目10番7号 株式会社藤商事
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	C R フツちざりライナー
製造業者名	株式会社藤商事
型式試験番号	10009200

	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10009200号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市荒川3丁目10番7号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
5	型 式 名	ＣＲﾌﾞｯﾁﾞｰﾗｲｵｰV
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	10008400
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10008400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲ踊れ！安来キッズL
6	製造業者名	株式会社大一商会
	型式試験番号	10008900
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10008900号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲﾌﾞｯﾁﾞｰﾗｲｵｰV
	製造業者名	株式会社藤商事
7	型式試験番号	10008400
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10008400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲﾌﾞｯﾁﾞｰﾗｲｵｰV
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	10008400

	の 型 式 名	ＣＲ踊れ！安来キッズM
	製造業者名	株式会社大一商会
	型式試験番号	10009000
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10009000号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	アニマルパラダイスM2
8	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	00042400
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第00042400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲアニマルパラダイスM3N
	製造業者名	株式会社三洋物産
9	型式試験番号	10006800
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日
	検 定 番 号	第10006800号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求

10	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中千種区今池二丁目1番27号
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲアニマルパラダイスＬ6	
	製造業者名	株式会社三洋物産	
	型式試験番号	00045900	
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日	
	検 定 番 号	第00045900号	
	検定の有効期間		
	公示の日（平成13年4月20日）から3年間		
11	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中千種区今池二丁目1番27号
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲアニマルパラダイスＬ7	
	製造業者名	株式会社三洋物産	
	型式試験番号	00042100	
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日	
	検 定 番 号	第00042100号	
12	検定の有効期間		公示の日（平成13年4月20日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中千種区今池二丁目1番27号
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲアニマルパラダイスＭ3	
	製造業者名	株式会社三洋物産	
	型式試験番号	00033600	
	検 定 年 月 日	平成13年4月20日	
検 定 番 号	第00033600号		
検定の有効期間			公示の日（平成13年4月20日）から3年間

13	型式の種類	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	バイパー	
	製造業者名	テケノコーシン株式会社	
14	型式試験番号	14000800	
	検定年月日	平成13年4月20日	
	検定番号	第14000800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間	
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーシン株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 河田 節子	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458番地	
	型式の種類	回胴式遊技機	
16	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	バイパー	
	製造業者名	テケノコーシン株式会社	
	型式試験番号	14000800	
17	検定年月日	平成13年4月20日	
	検定番号	第14000800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
18	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県尼崎市東本町3丁目23番	
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
19	型式名	シントバットS T	
	製造業者名	株式会社ネット	
	型式試験番号	04048800	
	検定年月日	平成13年4月20日	
20	検定番号	第04048800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
21	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C Rフイアー兄貴G P	
22	製造業者名	株式会社三共	
	型式試験番号	10010500	

検 定 年 月 日	平成13年4月20日
検 定 番 号	第10010500号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中1丁目67番地2 株式会社パイオニア
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 野口 三次
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	佐賀県小城市津町大字下砥川1番地1
型 式 の 種 類	回胴式遊技機
遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	ハナハナ - 30
製 造 業 者 名	株式会社パイオニア
型 式 試 験 番 号	04052000
検 定 年 月 日	平成13年4月20日
検 定 番 号	第04052000号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岡田 和生
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
型 式 の 種 類	回胴式遊技機
遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	サーフトリッパ
製 造 業 者 名	アルゼ株式会社
型 式 試 験 番 号	14005700
検 定 年 月 日	平成13年4月20日
検 定 番 号	第14005700号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岡田 和生
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地

型 式 の 種 類	回胴式遊技機
遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	ピッキーバンパ
製 造 業 者 名	アルゼ株式会社
型 式 試 験 番 号	14004200
検 定 年 月 日	平成13年4月20日
検 定 番 号	第14004200号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年4月20日）から3年間

規 則 第 4 号 北 京

北海道警察本部告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年4月20日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年4月3日に一般競争入札の公告を行った運転免許証作成システム

(2) 資 格 運転免許証作成システムの賃貸借契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 運転免許証作成システムの賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

第 五 五 二 号

報 告 公 開 規 則 北

(5) 平成13年4月1日現在において、運転免許証作成システムの賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達物品等の保守点検が可能なる者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第85号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成13年4月20日から5月7日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部交通部運転免許試験課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市手稲区曙5条4丁目1-1 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続	
---	--

(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。	北海道警察本部告示第46号 平成13年北海道警察本部告示第40号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。 平成13年4月20日 北海道警察本部長 山田 高 廣 2の事項を次のように改める。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道警察本部告示第45号に規定する資格を有すること。	北海道警察本部告示第47号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年4月20日 北海道警察本部長 山田 高 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 「北斗の安全～平成12年版白書」2,000冊 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成13年6月11日 (4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 道内において印刷することが可能なこと。 (4) 平版A2判2色機以上の規格の印刷機を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第
---	--	--

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年4月24日から5月2日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部広報課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2165 4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (2) 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札室 (2) 入 札 日 時 平成13年5月11日 午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書の作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札における入札執行は、公開で行う。 (6) 詳細は、入札説明書による。
--	---

平成十三年四月二十日

金曜日

一五八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
ブ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課